

# 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について (答申)(素案)

## 目次

### 第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義
2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点
  - (1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化
  - (2)基本的視点
    - ①成熟社会における成長の源泉
    - ②文化芸術振興の波及力
    - ③社会を挙げての文化芸術振興

### 第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～ 「文化芸術立国」の実現を目指して ～
  - 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援
  - 重点戦略2:文化芸術を創造し, 支える人材の充実
  - 重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
  - 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承
  - 重点戦略5:文化芸術の地域振興, 観光・産業振興等への活用
  - 重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実
2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項
  - (1)横断的かつ総合的な施策の実施
  - (2)計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルの確立等

### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興
  - (1)芸術の振興
  - (2)メディア芸術の振興
  - (3)伝統芸能の継承及び発展

- (4) 芸能の振興
- (5) 生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及
- (6) 文化財等の保存及び活用
- 2. 地域における文化芸術振興
- 3. 国際交流等の推進
- 4. 芸術家等の養成及び確保等
- 5. 国語の正しい理解
- 6. 日本語教育の普及及び充実
- 7. 著作権等の保護及び利用
- 8. 国民の文化芸術活動の充実
  - (1) 国民の鑑賞等の機会の充実
  - (2) 高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実
  - (3) 青少年の文化芸術活動の充実
  - (4) 学校教育における文化芸術活動の充実
- 9. 文化芸術拠点の充実等
  - (1) 劇場，音楽堂等の充実
  - (2) 美術館，博物館，図書館等の充実
  - (3) 地域における文化芸術活動の場の充実
  - (4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮
- 10. その他の基盤の整備等
  - (1) 情報通信技術の活用の推進
  - (2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等
  - (3) 民間の支援活動の活性化等
  - (4) 関係機関等の連携等
  - (5) 顕彰
  - (6) 政策形成への民意の反映等

文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)(以下「基本法」という。)の施行後、基本法第7条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)が策定され、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきた。

第1次基本方針(平成14年12月10日閣議決定)、第2次基本方針(平成19年2月9日閣議決定)に続く、第3次となる本基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し、今後おおむね5年間(平成23年度～平成27年度)を見通して策定するものである。

本基本方針においては、第1で「文化芸術振興の基本理念」として、文化芸術振興の意義及び文化芸術振興に当たっての基本的視点を示した上で、その基本理念の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)を第2で、基本的施策を第3で、それぞれ定めている。

なお、本基本方針については、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

## 第1 文化芸術振興の基本理念

### 1. 文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」ととらえれば、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点でとらえると、その意義については、次のように整理できる。

①豊かな人間性を涵養し、創造力と感性をはぐくむなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、②他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、③新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、④科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには、⑤文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。

また、文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

### 2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

基本法第2条に掲げられた八つの基本理念(①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重、②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上、③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、④我が国及び世界の文化芸術の発展、⑤多様な文化芸術の保護及び発展、⑥各地域の特色ある文化芸術の発展、⑦我が国の文化芸術の世界への発信、及び⑧国民の意見の反映)にのっとり、また、上記1.

の意義を十分に踏まえ、文化芸術振興施策を総合的に策定し、実施する。その際、下記(1)に示す時代認識の下、特に(2)の基本的視点に立つこととする。

## (1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

昨今、国内外の諸情勢は以下のとおり急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く状況にも大きな影響を与えている。

国内では、「国から地方へ」、「官から民へ」の流れの下、民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られている。民間部門では、規制緩和等により新たな分野への進出が拡大してきたほか、非営利活動やボランティア活動等の活発化に伴って、民間と行政の協働による取組が進められ、企業のメセナ活動も多様な広がりを見せている。

他方で、人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況に加え、公立文化施設への指定管理者制度の導入等の影響も指摘される中、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。

国際的には、グローバル化の進展に伴い、文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方、文化的アイデンティティや文化的多様性をめぐる問題が生じている。東アジア地域では、経済社会面で各国間の一層の連携・協力が求められる中、文化芸術面での交流の深化も期待される。それと同時に、周辺国の経済・文化両面における発展が著しく、我が国の国際的地位の相対的な低下が懸念されつつある。

また、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらす一方で、新たな社会的課題を惹起している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、人々の知的コンテンツ利用の在り方に係る変化に伴い、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。

## (2)基本的視点

### ①成熟社会における成長の源泉

高度経済成長を経た我が国は、バブル崩壊後の長引く経済的低迷の中で人口減少期を迎えており、いまや成熟社会として歩み始めつつある。もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり、「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活

力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し、多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援による資源配分を必要とする。同時に、文化芸術は、国家への威信付与、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代への遺贈価値、コミュニティへの教育価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。

また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注視されつつある。

このような認識の下、従来、社会的費用としてとらえる向きもあつた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資ととらえ直す。そして、成熟社会における新たな成長分野として潜在力を喚起するとともに、社会関係資本の増大を図る観点から、公共政策としての位置付けを明確化する。

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれる国民共有の財産であり、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものである。公共政策として文化芸術振興を図る際には、こうした文化芸術の特質を踏まえ、短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要がある。

## ②文化芸術振興の波及力

人々の営為の上に生成する文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、従来、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性が意識されてきたところであるが、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するためには、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる。

特に昨今、様々な分野において創造性を核とする取組が脚光を浴びている。欧州を起源とする創造都市の取組は、いまや世界的な広がりを見せており、国内においても先駆的な取組事例が増えつつある。また、英国やシンガポールをはじめとして創造産業の発展に注力する国も現れている。

我が国としても、新たな成長分野として雇用の増大や地域の活性化を図る観点、国際的には特に東アジアにおける文化的存在感を高める観点も踏まえ、世界的潮流に乗り遅れることなく、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に位置付けられた「クール・ジャパン」の取組など自国の強みを活かした戦略的な施策の展開を図る必要がある。文化芸術は、これら創造性を核とする取組に大きく寄与するものであり、伝統文化からメディア芸術やデザイン、ファッションまで多彩な日本文化を積極的に発信す

るとともに、その価値を生み出す創造的人材の育成・集積を図るべきである。

なお、グローバル化が急速に進展する中、国際文化交流を推進するに当たっては、我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに、国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

### ③社会を挙げての文化芸術振興

文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならない、その上で、活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。

企業のメセナ活動や、活発化しつつあるアートNPOによる活動をはじめ、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体等による自発的な支援は、我が国の文化芸術振興にとって不可欠であり、「新しい公共」の担い手としても、それらの自立的な活動が一層促進されることが望まれる。

国においては、大局的な観点から文化芸術振興の展望を示し、国際的動向も踏まえつつ、成熟社会における成長の源泉たる文化芸術の振興を通じて国力の増進を図るとともに、多様かつ広範な文化芸術活動の基盤及び諸条件を整備することが主要な役割となる。同時に、国は、地方公共団体や「新しい公共」の担い手を含む民間による自主的な取組に対して、必要な支援や情報提供等所要の措置を講ずるとともに、地域において文化芸術を享受する機会等の偏在を是正するよう努める必要がある。その際、選択と集中を図る観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化、効率化に図りつつ、必要な法制上、財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

文化芸術は、国民の身近な生活に密着しており、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクルが実現する社会の構築が求められる。そのためにも、文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

上記「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については、以下のとおりとする。

### 1. 六つの重点戦略 ～ 「文化芸術立国」の実現を目指して ～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に進める。

#### 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受することができる環境を整備する。

#### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。
- ◆ 劇場・音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。



- ◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入し、適切な制度運用を図る。
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法(税制上の措置を含む。)の検討を通じて、民間(企業、団体、個人等)が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO法人等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 国立の美術館・博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

## 重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や、劇場・音楽堂、美術館・博物館等の文化施設や文化財にかかわり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実するとともに、そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

これらの取組を通して、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 雇用の増大も念頭に、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。

## 重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

すべての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に資する。

### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。

- ◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。

#### 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存(アーカイブの構築)を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

##### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度等の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。

#### 重点戦略5:文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。文化芸術資源(文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果)を発掘し、それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに、各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより、地域振興、観光・産業振興等を図る。

##### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

- ◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

## 重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。その際、併せて、我が国の強みである「クール・ジャパン」の潜在力を喚起し、その戦略的な海外展開を図る。

### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。
- ◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に、東アジア芸術創造都市(仮称)や大学間交流における活動等、東アジア地域における国際文化交流を推進する。

## 2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

重点戦略を推進するに当たっては、以下に掲げる事項に留意する。

### (1) 横断的かつ総合的な施策の実施

重点戦略をより効果的に推進するためには、例えば、地域の核となる文化芸術拠点への支援(重点戦略1)と文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援(重点戦略2)、文化財の公開・活用(重点戦略4)と地域振興、観光・産業振興等への活用(重点戦略5)など、重点戦略相互の関連性に留意する必要がある。従って、個別施策の企画立案段階からそうした相互の関連性に留意するとともに、施策の横断的な実施を図る。

また、もとより文化芸術が広く社会への波及力を有することを考慮すれば、教育、福祉、地域振興や観光・産業振興、文化外交など他分野との連関を踏まえた領域横断的な施策の実施が求められる。このため、関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに、関係機関、関係団体等との協力を促進し、国家戦略として施策の総合的な推進を図る。

### (2) 計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係る計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルを確立し、各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため、文化審議会において、重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし、併せて有効な評価手法の確立に努める。

その際、文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。また、施策の評価のみならず企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集、及び中長期的な影響・効果の測定手法など各種調査研究の充実を図る。

### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、上記「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下のような施策を講ずる。

#### 1. 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

##### (1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- 新たな支援の仕組みを導入し、芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立する。
- トップレベルの文化芸術団体と劇場、音楽堂等の文化芸術拠点とが連携した特色ある取組など、優れた芸術活動を支援する。
- 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、幅広く多様な文化芸術を振興し、その普及を図る活動等に対し、芸術文化振興基金による助成事業等を行う。
- より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため、新国立劇場における公演の充実を図る。

##### (2) メディア芸術の振興

我が国のメディア芸術は、優れた文化的価値を有しており、世界的にも高く評価

され、我が国のソフトパワーとして国内外から注目を集めている。メディア芸術の振興は、我が国の文化芸術振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興等にも大きな効果を発揮するものであることを踏まえ、次の施策を講ずる。

- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について、文化施設、大学等の連携・協力体制を構築し、所在情報等のデータベースの整備や、作品のデジタルアーカイブ化等を推進する。
- 大学や製作現場等と連携しながら若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。
- 日本映画・映像作品の水準向上を図るため、国際的な評価の高まりを踏まえながら、その製作環境の整備、国内外への発信や人材育成、国際共同製作に対する支援、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管を推進する。

### **(3) 伝統芸能の継承及び発展**

我が国古来の伝統芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り、より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し、古典の伝承とその活性化を推進する。
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。

### **(4) 芸能の振興**

芸能の創造活動等が活発に行われるよう、次の施策を講ずる。

- 分野の特性に配慮しつつ、芸能の創造活動、人材育成及び普及活動に対し

て、重点的な支援等を行う。

- 国立演芸場等における公演の充実を図り、より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

## (5)生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及を図るため、次の施策を講ずる。

- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、衣食住に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした「くらしの文化」の振興を図るとともに、国民の間で定着し、長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進する。
- 国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等について、居住する地域等にかかわらず広く普及し、国民がそれらに身近に親しめるよう必要な環境整備を図る。

## (6)文化財等の保存及び活用

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる。

- 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により、その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また、その取組の一環として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用を図る。
- 文化財登録制度を活用し、近代を**はじめとした文化財の登録を進め**、文化財保護の**裾野の拡大**を図る。
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防火・**耐震・防犯等の対策**を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の**防災・防犯意識**の向上を図る取組等を推進する。

- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。
- 古墳壁画の保存対策として、関係機関等とも連携してその保存・活用方を検討する。高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画については、引き続き修理を行い適切な保存・活用に努める。
- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月30日発効)に基づき、地方公共団体等と連携して、暫定一覧表への追加を行うなど、我が国の文化遺産の世界遺産への登録推薦を積極的に進めるとともに、登録後の文化遺産の適切な保護を図る。
- 独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

## 2. 地域における文化芸術振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。

- 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。
- 大学や民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携・協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進する。
- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する



活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。

- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

### 3. 国際交流等の推進

伝統文化から現代文化に至るまで、世界の人々の興味・関心を魅きつける多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに、文化芸術に係る国際的な交流を進め、我が国への理解の深化と文化芸術による国際貢献を推進し、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

その際、交流年に係る取組や東アジア各国との相互理解の増進に資する取組を重視するとともに、関係府省、独立行政法人国際交流基金その他の関係機関等が緊密な連携・協力を努める。

- 文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進に資する点にも留意しつつ、我が国の優れた文化芸術の海外公演や海外展、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど、多様で国際的な事業の展開を進める。
- 国際的な文化芸術拠点を形成するため、我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対して継続的に支援するとともに、アーティスト・イン・レジデンス等、各地域における特色ある国際文化交流の取組や、文化芸術分野における国際会議の日本開催を支援する。
- 文化芸術を通じた国際的な都市間連携を進めるため、東アジア各国の参加を得て、特定の都市において様々な文化芸術活動を行う取組を支援するなど、東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 国内外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- 外国人観光客の増加や国際文化交流の推進に大きな効果を発揮するメディア芸術について、関連の文化施設や大学等の連携・協力を推進することにより情報拠点を構築し、我が国のメディア芸術を広く海外に発信する。
- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、優れた日本文学作品の翻

訳・普及や、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。

- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 97 号)に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、海外の研究機関等との連携等を図り、文化遺産国際協力を推進する。
- 「無形文化遺産の保護に関する条約」(平成 18 年 4 月 20 日発効)に基づき、専門家の派遣・招へい等を通じたアジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力を推進する。

#### 4. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図る。
- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館・博物館における学芸員・各種専門職員等、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- 文化芸術団体、教育機関等の関係機関が連携し、計画的・系統的な人材育成を促進する。
- 大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。
- 芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮し、自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう、芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備や、社会的な役割に関する理解の促進、社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。

#### 5. 国語の正しい理解

言葉は、論理的思考力、表現力、想像力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化の基盤としての国語の重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要がある。

ることから、次の施策を講ずる。

- 国語に関する調査を定期的に実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 情報化時代に対応する漢字政策の在り方を踏まえて、新たに示された常用漢字表(平成 22 年内閣告示第 2 号)等の普及を図る。
- 敬語に関して、具体的な指針の普及を図る。
- 国内における消滅の危機にある言語・方言について、実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための取組について調査研究を行い、その成果について普及等を図る。
- 学校教育において、すべての教科の基本となる国語力を養うため、教育活動全体を通じてその一層の充実を図る。
- 学校教育に携わるすべての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号)に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもの自主的な読書活動を推進するため、読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」(平成 17 年法律第 91 号)に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語(いわゆる片仮名言葉)の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し、公用文書等では、国民に分かりやすい表現を用いるよう努める。それと同時に、国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。

## 6. 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我

が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

その際、我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため、関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など、地域における日本語教育の充実を図る。その際、特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として、日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに対応するため、日本語教員等の海外派遣・招へい研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

## 7. 著作権等の保護及び利用

文化芸術振興の基盤を成す著作権等について、国際的な動向を踏まえるとともに、「知的財産基本法」(平成14年法律第122号)及び「知的財産推進計画」(知的財産戦略本部決定)に沿って、その適切な保護及び公正な利用を図るため、次の施策を講ずる。

- デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、私的録音録画補償金制度の在り方を含む。)について総合的な検討を行い、必要に応じて法制度の整備を行う。また、その的確な運用、著作権制度や著作物の流通に関する調査研究の実施、著作物の流通促進のためのシステムの構築等を行う。
- 情報通信技術の発達により、著作権に関する知識や意識がすべての人々に必要不可欠なものとなっていることから、対象者別セミナーの開催、学校教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、著作権に関する知識と意識の普及を図る。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、侵害国等への働きかけ、海外における著作権制度の整備支援、権利者による権利行使支援、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。

## 8. 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備し、心豊かな社会を実現していくため、特に、高齢者、障害者、青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ、次の施策を講ずる。

### (1) 国民の鑑賞等の機会の充実

国民が文化芸術を享受する機会の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行う。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等により、国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催を支援する。
- 国民文化祭の開催をはじめ、国民の文化芸術に対する関心を喚起したり、文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。
- 国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため、情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図る。

### (2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等が文化芸術を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。

### (3) 青少年の文化芸術活動の充実

青少年の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 次代を担う子どもたちに豊かな創造性、感性等をはぐくむため、できるだけ小さいころから、子どもたちが多彩な優れた芸術、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに、教育委員会や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する。
- 青少年を対象とした文化芸術の公演等への支援を行うとともに、文化芸術活動の場や機会の充実を図る。

- 地域の文化芸術活動に携わる人材を養成し、青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- 学校等と連携しつつ、地域の美術館・博物館における教育普及活動を充実させることにより、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解をはぐくむ取組を促進する。

#### (4) 学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情などを涵養し、豊かな心と感性を持った人間を育てる。
- 様々な学習機会を活用し、積極的に、文化芸術に関する体験学習など文化芸術に関する教育の充実を図るとともに、優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
- 子どもたちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに、各教科等の授業や部活動等において、優れた地域の芸術家や、文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる人々等が教員と協力して、指導を行う取組を促進する。
- 授業において、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げたりするなど、我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。

### 9. 文化芸術拠点の充実等

#### (1) 劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 劇場、音楽堂等において、文化芸術が創造・発信され、地域の人々が享受できる機会を充実するため、国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ、地域の核となる劇場、音楽堂等の文化芸術活動を支援する。
- 劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、その法的基盤の整備についても早急に具体的な検討を進める。

- 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。
- 各地域の劇場、音楽堂等における活動が適切かつ安全に行われるよう、また、施設の管理運営等に関し、それぞれの目的等に応じ、長期的かつ継続的な視点に立って、多様な手法を活用したサービスの向上、運営の効率化等の配慮が行われるよう、必要な情報の提供を行う。
- 各地域の劇場、音楽堂等の創造活動や、芸術家、アートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置・研修等への支援、情報提供等を充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。

## (2)美術館、博物館、図書館等の充実

美術館、博物館、図書館等が、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに、適切な事業評価に取り組む。また、地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 美術館、博物館等に対する指定管理者制度の導入に関し、ガイドラインを作成するなど、より安定的かつ継続的な活動が行えるよう留意する。
- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録(資料台帳)の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。
- 我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性をはぐくみ、新しい芸術

創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。

- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- 地域や住民にとって役に立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。
- 各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため、博物館・図書館・公文書館(MLA)等の連携の促進に努める。

### (3) 地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- 学校や文化施設以外の様々な施設においても、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の文化芸術活動への幅広い利用を促進する。

### (4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

- 公共の建物等の施設の整備及び保全に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や景観、地域の歴史、文化等との調和がとれたものとなるよう、形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努める。

## 10. その他の基盤の整備等

### (1) 情報通信技術の活用の推進



情報通信技術の活用は、文化芸術の創造活動のみならず、その成果の普及や享受を通じて、人と人との結び付きを強め、協働・共生社会の実現に資するなど、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから、次の施策を講ずる。

- 我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への公開等を推進する。その際、学校教育における活用の促進の観点から、子どもたちが理解しやすいものとするにも留意する。
- メディア芸術祭等において、科学技術の活用等を通じた文化芸術振興に関する取組を推進する。
- 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

## (2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア等が行う文化芸術振興のための取組を促進するため、次の施策を講ずる。

- 国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料の収集・保存（アーカイブの構築）及び活用方法について検討を行い、国立国会図書館をはじめとする関係機関と連携し、国と民間、国と地方公共団体との役割分担を図りつつ、国民に提供する。
- 国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。
- 地方公共団体、文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

## (3) 民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進するとともに、寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。
- 文化芸術関係者をはじめ、広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による

文化芸術活動への支援の事例等について、文化芸術団体等と連携しつつ、情報の収集及び提供を行う。

#### **(4)関係機関等の連携等**

関係機関等の連携を通じ、文化芸術振興に関する施策を効果的に推進するため、次の施策を講ずる。

- 施策の実施に際しては、関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関等の関係機関等が各々の役割を明確化するとともに、相互の連携強化を図る。
- 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携により、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。

#### **(5)顕彰**

- 文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者(団体)や、文化芸術振興に寄与した者(団体)に対して積極的に顕彰を行う。

#### **(6)政策形成への民意の反映等**

文化芸術振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見等を集約し、反映させていくことが重要であることから、次の施策を講ずる。

- 各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う。
- 各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。
- 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。
- 文化芸術施策の評価について、文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。